

地域全体の適正な森林管理と森林整備の効率化

胆振東部森林管理署

胆振東部森林管理署では、「森林経営管理法」が平成31年4月1日に施行されたことを受け、各自治体に対し積極的に支援活動に取り組むこととしており、現段階の取組状況を紹介します。

1. はじめに

「森林経営管理法」が施行され、「森林経営管理制度」がスタートしました。

この制度は市町村が森林所有者に対し、所有する森林の管理経営を委託する意思があるかを把握し、その意思が確認された場合、委託された森林を、「林業経営に適した森林」と「自然的条件に照らして林業経営に適さない森林」に分類し、前者は「意欲と能力のある林業経営者」に経営管理を再委託し、後者は市町村が自ら経営管理を行うことで、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進するものです。胆振東部森林管理署としては、委託された森林

が、林業経営に適する森林かどうかの判断や、林業経営に適さない森林と判断された場合の施業の進め方について、市町村への支援が必要と考え、令和元年度第1回胆振地域林政連絡会議において、胆振総合振興局の林務課、森林室と当署で検討し、勉強会を開催することとしました。



勉強会の様子

2. 勉強会の開催

勉強会は、令和元年11月15日、むかわ町穂別地区の成長が遅れている42年生のトドマツ人工林と46年生のカラマツ人工林を選定し、林務課4名、森林室4名、当署6名の合計14名で開催しました。まず、現況林分の把握

を行い、トドマツ人工林については、トドマツの残存本数は多いものの、平均胸高直径が12cm程度



トドマツ人工林の林分状況

と細いため、保育間伐を実施することが良いのではないかと意見が多く出されましたが、間伐を行っても一般材が採れるような成長は見込めない可能性があるのではなかという意見も出されませんでした。

カラマツ人工林については残存本数が少なく、広葉樹の更新も良くないため現状維持。ただし、この地域のトドマツ人工林の成績が良いこと、林地保全の観点から、トドマツの低密度植栽も検討するべきではないかと

の意見で一致しました。

3. 今後に向けて

今回の勉強会を実施したことにより、森林の見方について基本的に大きな相違がないことが確認できました。

令和2年度の林政連絡会議に向けて、「森林経営管理制度」に関する各自治体の考え方を聞き取りるとともに、進行状況の把握、北海道森林管理局で行っている森林整備の更なる省力化の取組や風倒跡地における立木販売と造林事業の混合契約などについても情報発信し、地域の森林・林業の振興に努めて参ります。



カラマツ人工林の林分状況